

岐阜県農地集積促進意向調査事業実施要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の枠組みの中で農地集積・集約化を推進するためには、農地中間管理機構へ借受希望を申し込んだものの、その全部又は一部においてマッチングが実現できなかった借受希望者（以下、「受け手」）に対して聞き取りを行い、農地集積等の課題を解決するための農業農村整備事業を実施して、農地を借りやすい環境を整えていく必要がある。

本事業は、受け手が農地を借りやすい環境を整えることを目的に、受け手の意向を聞き取り、地域の営農状況や農地集積等の課題を把握し、農業農村整備の要望を整理し、各路線の概略設計、事業の概略計画作成を行うことで、農地集積の促進を図るものである。

(事業内容)

第2条 農地中間管理機構へ借受希望を申し込んだものの、その全部又は一部においてマッチングが実現できなかった受け手、もしくは、その見込みのある受け手に対して聞き取りを行い、地域の営農状況や農地集積等の課題を把握し、農業農村整備の要望を整理し、各路線の概略設計、事業の概略計画を作成する。

(事業の実施要件)

第3条 「農地中間管理事業に係る農用地等の借受希望者の募集に関する要領」に基づき、農地中間管理機構へ借受希望を申し込んだもの、又は申し込む予定のものが、借受を希望する農用地等を含んだ地域を事業実施区域とする事業の概略計画作成であること。

(事業の実施)

第4条 県は、受け手の意見を聞き取り作成した事業の概略計画の内容を、意見を聞き取った受け手に説明するものとする。なお、事業の概略計画は以下のものを含む内容とする。

- ・ 事業実施区域
- ・ 実施事業名
- ・ 受け手意向内容
- ・ 事業実施内容
- ・ 概略事業費
- ・ 事業期間
- ・ 概略事業計画平面図

(事業主体及び費用負担)

第5条 事業主体は県とし、費用は全額県負担とする。

(事業の実施手続き)

第6条

ア 市町村長（以下、「申請者」という）は、本事業の着手を希望する場合は、事業着手申請書（様式第1号）及び農地集積促進意向調査事業計画概要書（様式第3号）を、農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

イ 知事は、アの申請について、事業を実施することが適当と認めるときは、申請者に事業着手決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(報告)

第7条 農林事務所長は、事業実施後、農政部長（農地整備課）へ実施報告書（様式第4号）を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

様式第 1 号

平成 第 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者名

農地集積促進意向調査事業採択申請書

下記地区において、農地集積促進意向調査事業を採択されたく、農地集積促進意向調査事業実施要領第 6 条アの規定に基づき、下記資料を添えて申請します。

記

- 1 地区名
- 2 農地集積促進意向調査事業計画概要書（様式 3）

様式第2号

平成 第 年 月 日

申請者 様

岐阜県知事

事業着手決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で採択申請のあった下記地区について実施地区として採択したので通知します。

記

1 地区名

様式第3号

農地集積促進意向調査事業計画概要書

市町村名	地区名	事業実施地域	調査費(千円)	借受希望者の名称
地域の状況				

※事業実施区域の分かる位置図又は平面図を添付すること

様式第4号

平成 第 年 月 日

農政部長 様

農林事務所長

実施報告書

下記地区において、農地集積促進意向調査事業を実施しましたので、農地集積促進意向調査事業実施要領第7条の規定に基づき、下記資料を添えて報告します。

記

- 1 地区名
- 2 事業概略計画書